

令和3年10月20日  
全国精神保健福祉相談員会  
会長 篠崎 安志

「真・治安論番外編」の記事掲載に対する経緯等について（質問）

私たち、全国精神保健福祉相談員会（全精相）は、全国の保健所、精神保健福祉センター、市町村等において精神保健福祉業務に従事している公務員等で組織している団体です。

今回、御社が9月27日付けで掲載した「真・治安論番外編」の記事のなかで、私たちの認識とは、大きく異なる内容がありました。下記を御覧いただき、このような内容の記事が掲載された経緯について回答を求めるとともに、訂正記事等の掲載を求めます。

なお、当該記事につきましては、関係団体等に情報提供するとともに、御社に本要望を行ったことを当会のホームページに掲載することを申し添えます。

記

- 1 記事のなかで「一般的に警察が措置入院を求める際、群馬県のように調査をせず、直接病院に身柄を移して入院させてしまう」との記載がありますが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法）第23条に基づく警察官通報は、直ちに最寄りの保健所長を経て都道府県知事、指定都市にあつては、市長に通報され、調査の上で必要があると認める時は精神保健福祉法第27条による精神保健指定医の診察をしなければならないとなっています。都道府県及び政令指定都市では、それに対応するための体制を平日日中帯だけでなく、夜間・休日帯においても確保しており、保健所職員等行政職員の事前調査が行われない中で警察が直接移送することは、法律上あり得ず、病院が措置入院させるかを判断している訳ではありません。記事にある群馬県のように専門職員が調査する仕組みは、どの自治体も行っており、全国的には決して珍しくはない制度です。
- 2 「13年の大阪教育大付属池田小学校事件や28年の相模原施設殺傷事件は、この流れで「野放し」となった末に事件が起きていた。」との記載がありますが、精神保健福祉法は、精神障害者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進を目的とする法律であり、理由もなく、精神障害者を拘束する法律ではありません。また、「野放し」という言葉をどのような認識で使用されたのでしょうか。記事では、「入院の必要性が低い場合、社会に戻り「野放し」となってしまう」とありますが、実際は入院ならなかった事例についても措置診察に立ち会った自治体がその後の医療や福祉、家族等の環境調整も行うことが一般的です。まったく何らケアが行わないとも受け取れる表現であるとともに、精神症状の急性症状のある人たちを「危険視」するような煽動的な記載になっていることは、遺憾でなりません。

以上